

特許出願から意匠出願への出願変更の動向と問題点について

粕川 敏夫^(*)

特許出願から意匠登録出願への変更について、異なる法域間では、必要とされる図面等の記載の仕方の相違から、客体の同一性を満たすことが難しいと思われるがちである。しかし、近時の変更出願による意匠の登録例や、出願変更に関する判例や審決例を見ると客体の同一性の判断を中心に変化がみられる。本稿では審決、判決例や登録例の動向を分析するとともに、その問題点について検討する。

目次

- I. はじめに
- II. 特許出願から意匠登録出願への出願変更の動向
- III. 意匠審査基準での取扱い
- IV. 出願変更に関する判例
 - 1. 事件の概要
 - 2. 特許出願から意匠登録出願への変更に関する争点
 - (1) 争点1 本件意匠1の右側面の形態の特定について
 - (2) 争点2 本件意匠1の縦横比について
 - (3) 判決についての検討
- V. 特許出願から意匠登録出願への変更のパターン類型
 - 1. 類型1：図面に記載されている一又は複数の全体意匠に変更するパターン
 - 2. 類型2：特許出願の図面に記載されている完成品の図面から一又は複数の部分意匠に変更するパターン
 - 3. 類型3：特許出願の明細書の文言に基づく変更のパターン
- VI. 最近の審決例と限界的な事例
 - 1. 審決例1：「マルチメディア再生装置」事件（不服2009-2816号審決）
 - 2. 審決例2：「列車用運行状況表示機」事件（不服2015-3322号審決）
- VII. 出願変更に伴う問題点
 - 1. 部分意匠における破線部分の同一性判断に与える影響について
 - 2. その他の問題
 - (1) 完成品からの部分意匠の分割を認めていないことと均衡
 - (2) 存続期間の実質的延長

VIII. まとめ

I. はじめに

意匠法13条1項では、「特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。」と、特許出願から意匠登録出願への出願変更について規定している。出願変更では、特許出願の図面や明細書の記載された意匠に基づいて、意匠登録出願に変更することとなる。

ところで、特許出願において要求される図面は、特許の技術的特徴の説明を目的としているため、意匠登録出願を行う際の出願意匠の特定に必要な6面図(正面図、背面図、上面図、底面図、左右側面図)が含まれているとは限らない。むしろ、特許出願の場合には、このような6面図まで作成することは、将来的な意匠登録出願への変更を意図していない限り稀である。

しかしながら、現在では、特許出願から意匠登録出願への変更がされているケースが見受けられ、登録例や審判決例も見られるようになっている。

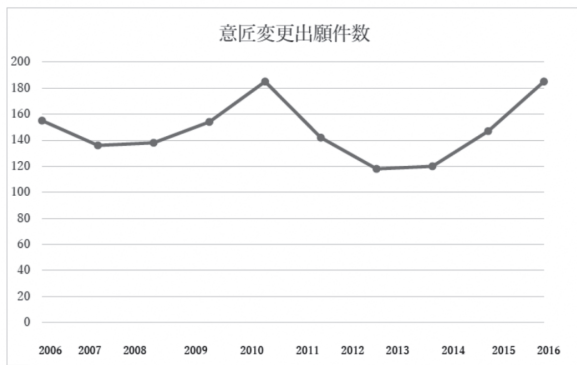
そこで、本稿では、事例を分析し、特許出願中の図面やその他の記載からどのような範囲で意匠登録出願への変更が認められているのかを中心に、出願変更の現状とその問題について検討する。

II. 特許出願から意匠登録出願への出願変更の動向

特許出願を基礎にして、意匠登録出願に変更がされるケースは、年により若干の増減はあるが、過去10年間では下記のような傾向がある。特に、最近5年で

(*) 校友、日本大学大学院知的財産研究科(専門職)非常勤講師、つむぎ国際特許事務所代表パートナー弁理士

みると年間180件を超えており増加傾向にある。



(特許行政年次統計より筆者作成)

Ⅲ. 意匠審査基準での取扱い

意匠審査基準では、「意匠登録出願への変更の要件として、「(3)もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること」としている(意匠審査基準92.1.1)。

さて、この「明確に認識し得るように具体的に記載」とはどの程度の記載で足りるのであろうか。以下、判例及び審決、そして登録例を通じてその同一性の範囲について検討する。

Ⅳ. 出願変更に関する判例

特許出願から意匠登録出願への出願変更の際して、その客体の同一性が争われた事案として「角度調整金具」事件⁽¹⁾がある。

1. 事件の概要

本件は、椅子の背もたれ等のリクライニング角度を任意の角度に調整するための金具に関する登録意匠が争われた事案である。

本件は、「角度調整金具」の特許出願(特願2005-50055号)として当初出願されたものであり、この特許出願を基礎として分割特許出願が繰り返されている。そして、分割特許出願(特願2009-182565号)を基礎として意匠登録出願へ変更され、登録意匠(本件意匠1)となったものである。

2. 特許出願から意匠登録出願への変更に関する争点

本判決の中で、原特許出願に係る明細書及び図面に記載された本件意匠1に対応する部材である「浮動くさび部材」と、本件意匠1とが同一性を欠いており、意匠登録出願への変更は不適切なものが争われている。

(1) 争点1 本件意匠1の右側面の形態の特定について

この件では、原特許出願には、図3及び図5に「浮動くさび部材6」の斜視図が記載されており、この斜視図に表された「浮動くさび部材6」と、本件意匠1が同一であるといえるかが争われている。

この点判決では、「ア 被告は、乙1特許出願及び図面において本件意匠1の右側面の形状が記載されていないと主張している。原特許出願(特願2005-050055号)に係る明細書及び図面によれば、「浮動くさび部材6」が本件意匠1に対応する部材であると認定し、原特許出願明細書の段落【0025】にこの「浮動くさび部材6」は、図3(b)に示したような鉄鋼材から成る長尺状引き抜材43を、所定長さに切断して形成される。

イ 機械工学辞典(甲8)によれば、「引抜き加工」とは、一般に、「所定の穴形状を有するダイスに被加工材を通して引き抜くことにより、各種横断面形状を有する線、棒、管、型材などを製造する加工法」をいうことが認められる。

ウ 前記ア及びイによれば、前記アの特許出願にかかる明細書及び図面において、本件意匠1に対応する「浮動くさび部材6」の右側面の形状として、歯面を右側面の正面側端部から背面即端部にかけて均一に配設したものが記載されていると認めることができる。」として、出願変更を適法と認めている。

本件意匠1

【正面図】



【背面図】



(1) 大阪高判平成25・3・21 大阪高判平成24年(ネ)第1872号

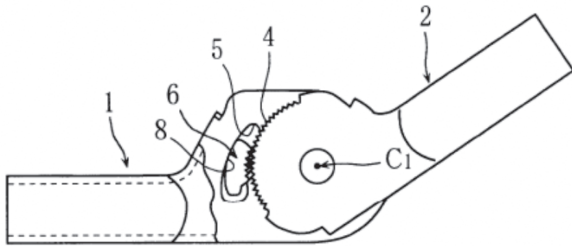
【右側面図】



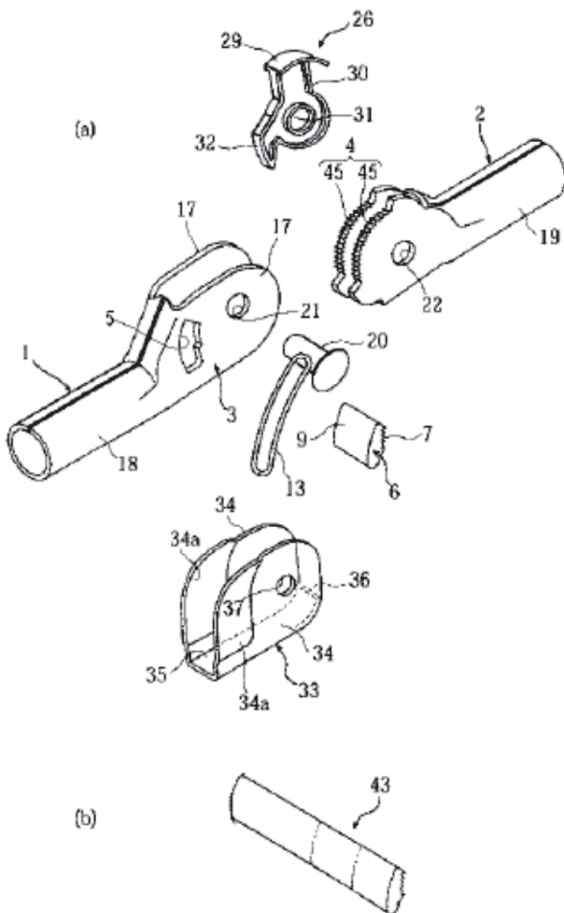
【平面図】



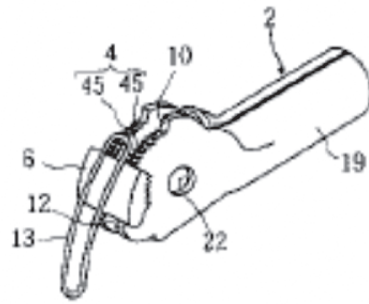
【使用状態を示す参考図 1】



原特許出願【図 3】



原特許出願【図 5】



(2) 争点2 本件意匠 1 の縦横比について

また、被告は、変更が認められない理由として、「ア 被告は、乙 1 特許出願に係る明細書及び図面において、本件意匠 1 に対する「浮動くさび部材 6」の側面視形状の縦横比が明らかではなく、むしろ横長である」と主張している。

これに対して、判決では「乙 1 特許出願に係る明細書及び図面において、「浮動くさび部材 6」の側面視に係る図面はなく、前記(1)アの【図 3】及び下記【図 5】の斜視図があるのみである。

イ 前記アによると、【図 5】は別紙本件意匠目録 1【使用状態を示す参考図 3】と同一のものであることが認められる上、いずれの斜視図においても縦寸法が横寸法よりもやや大きな形状で記載されていることが認められるから、この点に関する被告の主張も理由がない。」として、出願変更を適法と認めている。

(3) 判決についての検討

本判決は、図面の開示だけでなく、明細書の記載によって本件意匠の形態が十分に特定できている事案だと考えられる。もし、本件事案で、意匠の形態の全体が図面に開示されていなければ出願変更が認められないとすると、原特許出願に 6 面図の記載が無ければ実質的に特許出願から意匠登録出願への変更の途を閉ざしてしまうことになる。

その意味で、特許出願の図面に記載がされていない事項についても、当該構成部分の明細書の記載により登録意匠の形態が特定できるのであれば、これを根拠に特許出願から意匠登録出願への変更を認めた本判決は妥当な結論であるといえる。また、本判決は、特許出願から意匠登録出願への変更が可能であるということについて、大きな可能性を提供したといえる。

一方で、今回問題となった「浮動くさび部材」は比較的構造が単純なものであるため、明細書の記載から形

態の特定が比較的容易な事案であるといえる。このように特許出願の図面に表れていない部分については、明細書の記載を参考にして、一般的にどの程度まで認められるべきであろうか。

この点、当初の特許出願図面に表れていない部分の特定に際しては、部分意匠の特定が参考になると考えられる。たとえば、当初の特許出願図面に表れていない部分については、意匠審査基準 71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」の「(4) 部分意匠の開示の程度」⁽²⁾を参照して、当初の特許出願の図面に現れていない事項であっても、明細書等の記載から、当該意匠にかかる物品を認識するのに必要最低限の構成要素が明確に表されていることが必要であると考えられる。

V. 特許出願から意匠登録出願への変更のパターン類型

一の特許出願から意匠登録出願へ出願変更を行う場合、様々なパターンがある。多くの場合、特許出願を分割して、その分割した特許出願を意匠登録出願に変更している。このような特許出願から意匠登録出願へ出願変更する場合のパターンを直近3年間の出願変更について類型化すると、大きく以下の3つのパターンに分類できる。

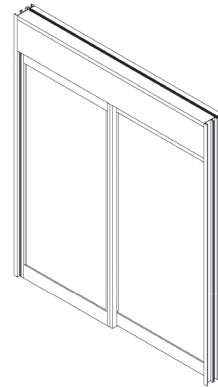
類型1としては特許出願の図面に記載されている一又は複数の全体意匠に変更するパターン、類型2としては特許出願の図面に記載されている完成品の図面から一又は複数の部分意匠に変更するパターン、類型3としては特許出願の明細書の文言に基づいて変更するパターンである。これらについて、以下、説明する。

1. 類型1：図面に記載されている一又は複数の全体意匠に変更するパターン

同一の特許出願を基礎として、異なる形態の全体意匠へ出願変更を行うパターンである。

このような例としては、原出願となる特願 2015-243193 号を基礎として、意匠登録第 1551326 号、意匠登録第 1551327 号へそれぞれ変更を行うケースである。

意匠登録第 1551326 号
「戸袋ドア付き自動ドア」



意匠登録第 1551327 号
「自動ドア用戸袋ドア」



2. 類型2：特許出願の図面に記載されている完成品の図面から一又は複数の部分意匠に変更するパターン

同一の特許出願を基礎として、異なる形態の部分意匠への出願を行うパターンである。

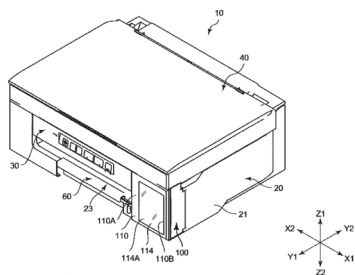
これは、特許出願に含まれる完成品(製品全体及び部品)の意匠に基づいて、出願変更を行い複数の意匠登録を行うケースである。

(2) 特許庁意匠審査基準第7部 個別の意匠登録出願 第1章 部分意匠「71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」p82-83

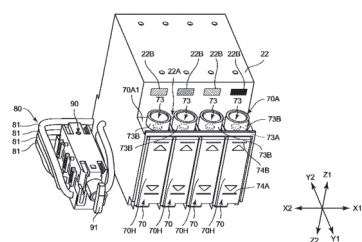
<原特許出願>

特願 2015-122672 号「記録装置」

【図 1】

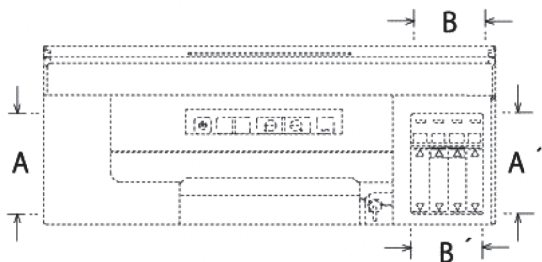


【図 4】

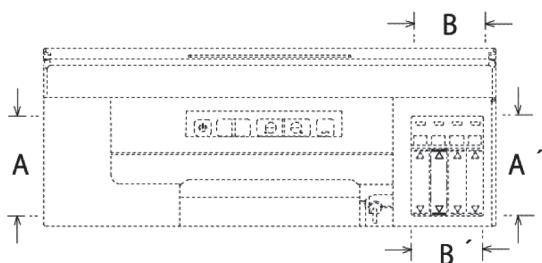


<変更登録意匠>

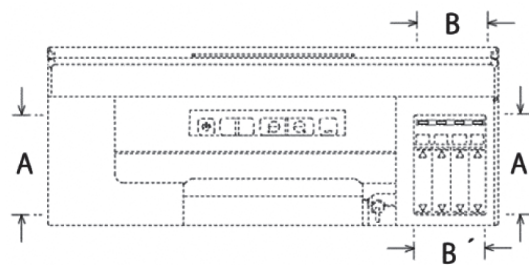
①意匠登録第 1543181 号「プリンター」



②意匠登録第 1543182 号「プリンター」

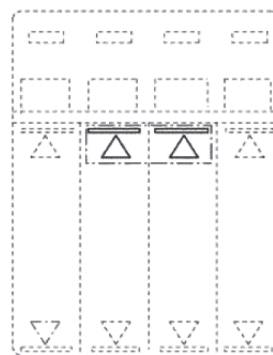


③意匠登録第 1543185 号「プリンター」



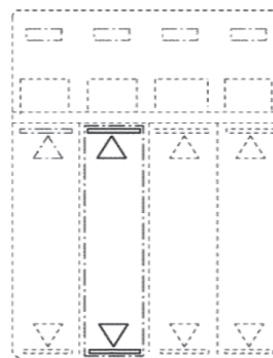
④意匠登録第 1543183 号

「プリンター用インクタンク」



⑤意匠登録第 1543184 号

「プリンター用インクタンク」



上記の一の特許出願から複数の意匠登録出願(全体意匠の部分意匠と、部品の部分意匠)に変更した例である。

3. 類型3：特許出願の明細書の文言に基づく変更のパターン

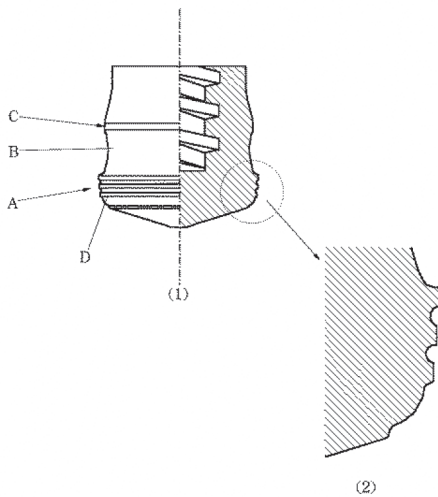
原特許出願には、基本的な意匠の形態が記載されており、その変形例として明細書に文言が記載され、当該図面及び明細書の変形例の記載に基づいて、意匠登

録への出願変更が認められたケースである。

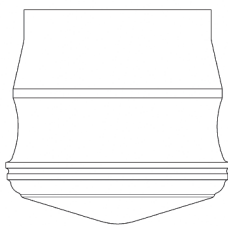
このケースでは、原出願である特願 2004-376478 号の図 1 には、下記のようにピストンのリング状突起が 2 個の例が記載されており、併せて明細書の段落【0012】には「本発明の特徴をなすリング状突起 D は、この例ではピストンの液接触側の先端部の摺動面 A に 3 個形成されているが、2 個以上であればよい。」との記載がある。

この記載に基づき、出願変更にかかる登録意匠第 1414901 号では、原特許出願には図面の記載が無かった先端部のリング状突起が 2 個だけ形成された形態で意匠登録されている。

①原特許出願
特願 2004-376478



②変更登録意匠
意匠登録第 1414901 号



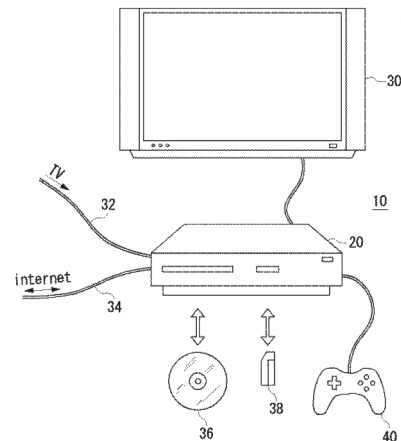
ここで、原特許出願に記載が無い事項の取り扱いについては、その同一性の判断にどのように影響を及ぼすのであろうか。以下、最近の限界的な審決例を取り上げる。

1. 審決例 1：「マルチメディア再生装置」事件（不服 2009-2816 号審決）

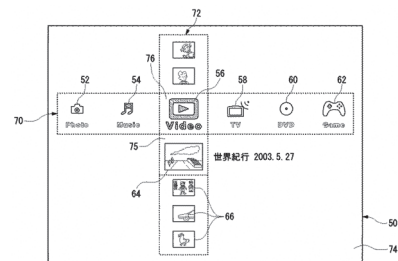
原特許出願(特願 2006-18648 号)「マルチメディア再生装置およびマルチメディア再生方法」

原特許出願の図面には記載されていなかった形態が、意匠登録出願へ出願変更を行う際に追記されたケースである。このケースは、特許出願に記載されていなかった形態がそのまま記載されるケースと、部分意匠の破線部分に原特許出願にはなかった形態が追加されたケースがある。

<原特許出願>
特願 2003-149924
【図 1】



【図 3】



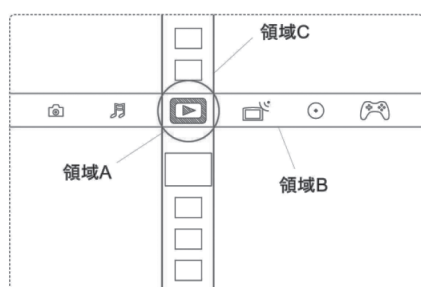
VI. 最近の審決例と限界的な事例

上述のように特許出願から意匠登録出願への変更について、具体的な登録例を見てきた。

<変更登録意匠>
意匠登録 1380985 号
【正面図】



【参考図】



上述のケースでは、画面の表示については、原特許出願中にも記載があるが、正面図において破線で記載されているコントローラーの形態については、原特許の図1中では全く別の形態が開示されているだけである。

この点について、意匠登録出願の審査過程で拒絶査定がされており、この中で「本願意匠が、原特許出願の最初の明細書および図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識しうるような具体的な記載がなく、加えて意匠登録を受けようとする部分のみを比較しても、原特許出願の最初の明細書および図面に明確に認識しうるような具体的な記載により表された意匠と同一でないと認められるため、適法な意匠登録出願への変更の手续とは認められない」として変更要件を満たさないと拒絶した。

これに対して、審決では、「原特許出願は、願書、特許請求の範囲、明細書および図面の記載によれば、発明の名称は、「マルチメディア再生装置」であり、「マルチメディア再生システムの基本的な構成を示す図である」とする「図1」には、各配線で結ばれた「テレビ

ジョン受像機」、「マルチメディア再生装置」本体部、「操作部」等の機器が描かれ、「図3」および「図4」には、メニュー画面の構成およびアイコン等が画面例として表されている。」と認定したうえで次のように述べている。

「部分意匠における「破線部分」（「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を図面で表現したもの（一例。）の意義については、具体的な形態を表すものではなく、「実線部分」と「破線部分」との全体が、当該「意匠に係る物品」と整合が取れていればよいとされている。」と一般論を述べ、「一方、もとの特許出願の図面から、出願変更に係る出願人が、任意に部分意匠としての図面表現をすることは、部分意匠制度の趣旨から、出願変更に対してであっても原則的に認めるべきではないが、本願の原特許出願は、主に「図3」に表された画面意匠が、「図1」で表されたような「マルチメディア再生装置」の表示画面に表示されるということのみが表されていると理解するのが適当である。」としている。

そして、「本願において、原特許出願の主に「図3」で表された具体的な形態が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分として実線で表され、その他の部分である「破線部分」が「マルチメディア再生装置」と認識することのできる程度に表現されており、また、願書および図面の記載等も、意匠法施行規則に照らすところ、適法であるから、本願は、原特許出願から適法に出願の変更がなされたものとするのが相当である。」として出願変更を認めている。

つまり、破線部は具体的な登録意匠の形態を表すものではなく、「原特許出願で表されている理解できる内容が認識することができる程度」に意匠にかかる「物品」が表現されていれば足り⁽³⁾、実線部分が原特許出願に開示されているものと同一と認められればよいことを示しているといえる。

2. 審決例2：「列車用運行状況表示機」事件（不服2015-3322号審決）

本件は、特願2013-169338号「列車情報表示システム」を原出願として、これを出願変更して意匠登録出願としたものである。

(ア) 原拒絶査定認定

この原拒絶査定では、本件については、審査過程で

(3) 平成24年度意匠委員会第2委員会活性化2部会「特許から意匠への出願変更の検討(1) 出願変更制度活用の概要と審決・判決にみる客体の同一性判断」パテント Vol. 66 No.11(2013年)p28

拒絶査定が通知されており、その中で、本願意匠部分は、列車の運行状況に関する画像中の矩形枠形状と接続列車の情報に係る図形を表したものと認められるが、原特許出願の明細書及び図面中には、図2に示された列車運行状況に関する画像から、枠形状と接続列車の情報に係る図形のみを残し、その他の図形と具体的な情報が除かれることに関する記載、すなわち、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分が明確に認識しうるような具体的な記載がなされていたと認められない。したがって、本願意匠と同一の意匠が原出願において開示されていたと認められないので、本願は原特許出願の時にしたものとみなされないと認定された。

原特許出願の願書及び添付の明細書に記載された範囲から直接的に導かれる意匠は原特許出願の【図2】に表されたとおりの表示画面全体で1つとする部分意匠であり、強いて言えば段落【0031】の「図2は平常運行時の運行状況表示画面Pの一具体例を示す図であって、10は運行状況表示画面、11は当列車エリア、12は接続列車エリア、13は当列車情報表示エリア、13aは列車種別／行先表示欄、13bは次到着駅表示欄、13cは車両番号表示欄、14は当列車運行状況表示エリア、14aは当列車路線図、14bは停車駅の駅名、14cは当列車マーク、14dは当列車到着予定時間表示マーク、15は接続列車路線図、15aは接続列車到着予定時間表示マーク、16は接続列車情報表示エリア、16aは乗換番線表示欄、16bは接続列車発車時刻表示欄、16cは接続列車種別表示欄、16dは接続列車行先表示欄である。」との記載に着目し、その記載内容を拠り所として、表示画面の外形や各エリア及び各欄の区画分けを示す枠線のみで構成された部分意匠が導き出せるに過ぎない。

そして、本願意匠は、原特許出願に添付されていた【図2】の表示画面から、各エリアと欄を示す枠線の一部と記号を取捨して再構成したものであって、当該部分に係る意匠は原特許出願において明確な開示がなされていたとは認められないので、本願について原特許出願までの出願日の遡及は認めることができないと認定したものである。

(イ) 審決による判断

上述の拒絶査定に対して、審決では、「特許出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更に際しては、原特許出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識しうるような具体的な記載があり、出願の変更の前後の内容が同

一と認められる場合に、変更による部分意匠の意匠登録出願は、原特許出願の時にしたものとみなされる。」と一般論を述べている。

そのうえで、「原特許出願に開示されていた以上の記載内容を総合すると、本願意匠全体の用途及び機能についての記載は、【請求項1】、【図2】並びに明細書段落【0031】及び【0047】に、本願意匠全体の形態は【図2】に記載されており、本願意匠部分のうち(A)「(当)列車情報表示エリア」については、【図2】にその形状が、また、明細書段落【0034】にその用途及び機能についての記述があり、本願意匠部分のうち(B)「接続マーク」については、「接続マーク」という用語での記述こそないものの、【図2】に大小2つの小円形を極細幅の帯状部を介して上下に接続した形状が、また、明細書段落【0043】に「当列車到着予定時間表示マーク14dに接続された接続列車到着予定時間表示マーク15A」と記述されていて、この記述内容は、本願意匠の「接続マーク」の用途及び機能の内容との間で齟齬はなく本願意匠部分のうち(C)「接続列車情報表示欄」については、【図2】に上辺左角付近に略小正三角形形状突出部を延伸させてなる略横長細帯状区画形状が、また、明細書段落【0040】に、前記区画内の用途及び機能についての記述があるから、本願意匠と略同一(同一でない理由は、前述のとおり)の意匠が、原特許出願において具体的に開示されていたと認められる。」と認定し、出願変更を適法としている。

上述の原査定では、「原特許出願の明細書及び図面中に・・・本願意匠の意匠登録を受けようとする部分が明確に認識しうるような具体的な記載がなされていたと認められない。したがって、本願意匠と同一の意匠が原出願において開示されていたと認められない」として限定的な範囲での変更しか認めない立場をとっている。

これに対して、この審決では、明細書の記載から意匠にかかる物品の用途及び機能が明確に記され、図面及び明細書の記載によりその形態が特定できる限り、出願変更における客体の同一性を広く認めている。

この点、特許出願では、技術的思想を特定するために技術的特徴を中心に図面及び明細書を記載していることが通常であり、必ずしも意匠登録を受けようとする部分が明確に認識しうるような具体的な記載までではないケースが多く、また意匠の公開の代償として権利を付与する意匠制度の趣旨からすると、原査定のように本願意匠の意匠登録を受けようとする部分が明確に認識しうるような具体的な記載まで要求することは妥

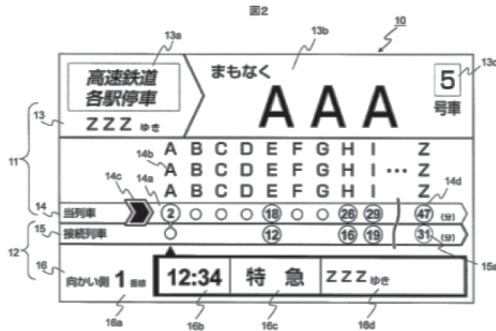
当でなく、審決の結論は妥当であると考えられる。

なお、本件登録意匠の背面図に破線で示された形態については、原特許出願には何ら開示はないが、これは部分意匠における破線部分にすぎないため、この点については議論がされていない。

<原特許出願>

特願 2013-169338 号

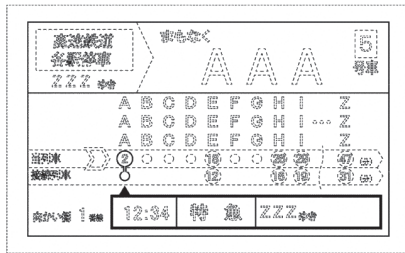
【図 2】



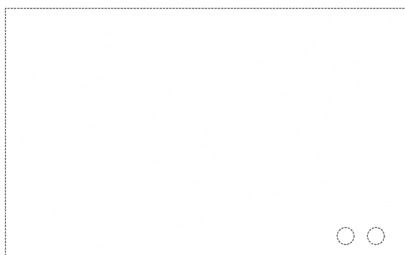
<変更登録意匠>

意匠登録 1539181 号

正面図



背面図



VII. 出願変更に伴う問題点

1. 部分意匠における破線部分の同一性判断に与える影響について

上述のように、大阪高裁の判例をはじめ、原特許出願の図面及びその説明である明細書の記載に基づいて、意匠の形態を特定し、同一性を認定している事案は定着しているといえる。

一方、近時の審決に見られるように、部分意匠の破線部分については、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を図面で表現したものの一例であるから、具体的形態を表すものではないとして、「実線部分」と「破線部分」との全体が、当該「意匠に係る物品」と整合が取れていればよいという程度に、比較的緩やかに判断されることもあるようである。

そもそも部分意匠の類否判断にあつては、特許庁意匠審査基準の「6.3 部分意匠の類否判断の要素」において、以下の要素に基づいて総合的に判断するとされている。

- ① 意匠に係る物品
- ② 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途
- ③ その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲
- ④ 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態

したがって、特許出願から意匠登録出願への出願変更にあつても、上記の基準を基として基本的な判断を行うべきではないかと考えられる。

また部分意匠の類否判断については、「プーリー」事件⁽⁴⁾において、「部分意匠は、物品の部分であり、意匠登録を受けた部分だけで完結しないから、破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成ものではないとしても、意匠登録を受けたい部分がどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有するものであるといふべきで、意匠登録を受けた部分の物品における機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。」としている。また破線部の差異については、「破線部の形状等を部分意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の際は、部分意匠の類否判断

(4) 知財高判平成 19・1・31 知財高判平成 18 年(行ケ)第 10317 号

に影響を及ぼすものではない。」としている。

この点、特許出願から意匠登録出願への出願変更については、異なる法域間での出願であることを考慮すれば、上記の部分意匠の類否判断の基準をそのまま厳格に適用してしまうと、出願変更の規定が十分に活かされない可能性も出てくる。

一方で、あまりに広く認めてしまうと、第三者への不測の不利益が発生してしまう可能性があることから、上述の特許出願から部分意匠の意匠出願への出願変更にあたっては、基本的には、上述のような部分意匠の類否判断と同様な観点が考慮されるべきであり、あとは原特許出願の明細書での説明などを十分に参酌して、同一性の判断を行っていくべきではないかと考える。

2. その他の問題

(1) 完成品からの部分意匠の分割を認めていないことと均衡

意匠法においては、完成品の意匠から、これを構成する部分の意匠の出願分割を認めていない。しかし、上述のように特許出願からの出願変更を行う際に、その一部の形態を部分意匠として意匠登録出願することが認められている。そのため、当初から意匠登録出願するよりも、当該図面を用いて特許出願を行っておくことにより、実質的に完成品の意匠から部分意匠の出願を複数行うことができるようになり、当初から完成品について意匠登録出願した場合と比べて均衡を失すことになるのではないかと考えられる。

実務的には、意匠登録出願を行うよりも、多くの図面を含んだ特許出願を行い、そこから分割出願を利用しながら、必要に応じて意匠登録出願へ出願変更することで、タイムリーに必要な部分意匠を抜き出して登録意匠として権利化することが可能となる。一般的に特許出願では、技術的思想を中心とするため製品(物品)の詳細な形態を省略することも多いため、具体的な形態が明細書及び図面の記載から把握できるものについては変更が認められることは一定の意義を有しているといえる。

(2) 存続期間の実質的延長

意匠権の存続期間は、登録から20年間と定められており(意匠法21条1項)、特許権の存続期間(特許法67条1項)のように出願日からの起算とはなっていない。

そのため、特許出願から相当な期間が経過して、意匠登録出願へ出願変更された場合には、最初の特許出

願日から起算すると意匠権の存続期間満了まで極めて長い期間が経過することが考えられる。極端な例でいうと、特許出願の分割出願を繰り返すことで、出願日から20年近く経過した時点で意匠登録出願へ出願変更され、その後意匠登録された場合、当初の特許出願日から起算すると40年近くまで意匠権が存在する事態も考えられる。

このような場合、当初から意匠登録出願していた場合と比べて極端に権利の有効期間が長くなるケースも考えられ、第三者に不測の不利益をもたらす可能性も考えられる。

そもそも、意匠法では、完成品から部分意匠を分割するような制度がなく、このような事態は想定していなかったのではないかと考えられるが、そうとはいえども、このような点も早期に解消する必要があるのではなかろうか。

VIII. まとめ

これまで述べてきたように、特許出願から意匠登録出願へ出願変更を行うことは、従来考えられていた範囲より広く認められており、実務的にはこれを活用することで意匠権の効果的な活用が可能なのではないかと考えられる。

一方、出願変更を行うにあたって、どの程度までの当初の特許出願の図面、明細書に開示がなされていればよいのか、という点、また部分意匠として出願変更を行う場合には、破線部分の同一性がどこまで認められるのか、という点については、明確な基準がない点もある。これらの点については、今後判例の蓄積等により、より明確に判断基準が示され、安定した運用が行われるようになることが望まれる。

以上